

郡山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 3 日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市規則第42号

郡山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

郡山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年郡山市規則第47号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>（添付書面等の省略）</u> <u>第 8 条 情報通信技術利用条例第 7 条に規定する規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号。以下「政令」という。）第 5 条の表の上欄に掲げる書面等とするほか、市長が別に定めるものとする。</u> <u>2 情報通信技術利用条例第 7 条に規定する規則で定める措置は、政令第 5 条の表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとするほか、市長が別に定めるものとする。</u> <u>第 9 条 （略）</u>	<u>第 8 条 （略）</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。